

# 会員優待サービスクーポン参加企業大募集中!!

津島商工会議所では、会員サービス事業の一環として、会員事業所の方々を対象とした「会員優待サービスクーポン」を4ヶ月おき（3月・7月・11月）に津島だよりに同封し、発行しております。

当クーポン券は、貴事業所の販路拡大やイメージアップにも繋がりますので、是非ともご協力をお願い申し上げます。

## 募集要項

- 配布対象 当所会員事業所
- 掲載内容 事業所名・所在地・TEL・サービス内容
- 掲載費用 無料
- 申込締切 発行月の前月15日まで
- 申込方法 下記申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。

### <クーポン見本(表)>



### <クーポン見本(裏)>



## 「会員優待サービスクーポン」参加申込書

津島商工会議所 行  
 <FAX : 0567-24-2805>

裏面の「会員優待サービスクーポン」利用規約に同意し、申し込みをします。

|                |                          |      |  |
|----------------|--------------------------|------|--|
| 事業所名           |                          | 所在地  |  |
| 電話番号           |                          | 有効期限 |  |
| サービス内容         |                          |      |  |
| サービス内容に関する特記事項 | 例)その他の割引サービスとの併用はできません 等 |      |  |

## 津島商工会議所「会員優待サービスクーポン」利用規約

- 【発行日】 津島商工会議所「会員優待サービスクーポン」(以下「クーポン」という)は原則として、3月・7月・11月に発行し、津島商工会議所会報「津島だより」に折り込みにて配布する。
- 【利用料金】 クーポン発行に関する費用は無償とするが、クーポン利用時のサービスに係る費用は利用者負担とする。
- 【有効期間】 クーポンには有効期間を明記する。
- 【掲載の停止】 本サービスの内容を停止・変更する場合は、発行月の前月5日までに、津島商工会議所へ申し出ることとする。申し出がない場合は、前号の内容を掲載する。但し、有効期限は発行月に合わせ、別途申し出ること。
- 【利用者の義務】 利用者は、クーポンを有効期限内に提示された場合は、記載されたサービスを提供しなければならない。また、利用者は、商工会議所にクーポンの利用状況等を問われた場合は、その内容を速やかに開示しなくてはならない。
- 【未掲載者の優先】 申込者多数の場合は未掲載者を優先して掲載する。
- 【サービスの停止】 商工会議所は本規約に違反した利用者の掲載を停止することができる。

本規定に定めのない事項については利用者と津島商工会議所の双方の協議により、これを決する。

以上